

川越市例規集・総合法令システムデータ管理・更新業務委託仕様書

1 業務委託契約の名称及び場所

(1) 業務委託契約の名称

川越市例規集・総合法令システムデータ管理・更新業務委託契約

(2) 業務委託契約の場所

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所総務部総務課

2 契約期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

※システムの運用開始日は、令和8年4月1日とする。

3 業務委託契約の目的

本市の例規集管理・更新システムを構築することにより、例規の制定改廃に係る事務の効率化及び適正化を図るとともに、本市の例規集に掲載されている例規と当該例規に引用されている法令等をリンクさせることによる一体的・体系的な例規検索等を行うことができる総合法令システムを活用することで、本市において適切に例規事務を遂行することを目的とする。

4 業務委託の内容

導入するシステム等が相互に密接に関連することによって、次に掲げる業務を適切かつ効果的に実施できる体制を確保すること。

- (1) 川越市例規集（例規集データ管理・検索システム（市ウェブサイト公開用のものを含む。以下この項において同じ。））の管理（例規集データ管理・検索システムの構築を含む。）及び保守に関する業務
- (2) 川越市例規集（例規集データ管理・検索システム）の更新に関する業務
- (3) 例規改廃業務・整備支援システムの提供
- (4) 法令（他の地方公共団体等の条例、規則等を含む。）検索システムの提供
- (5) 判例情報検索システムの提供

5 委託業務に係る基本的事項

(1) システム動作環境及び保守

ア 受注者の用意するサーバをLGWAN-ASPに登録されたデータセンターで運用し、発注者によるサーバ管理は不要とするとともに、ID認証等により庁外とのアクセスを制限すること。ただし、導入するシス

テムのうち受注者と発注者と協議の上これにより難いとするものについては、インターネット接続により提供すること。

イ 受注者が用意するサーバについては、システム運用に支障がない十分なスペックを有するものとする。

ウ サーバ等を設置する施設は、物理的に堅牢であり、セキュリティを備えたサーバールーム及びバックボーン回線を備え、火災や地震等の耐障害性に優れた二重電源設備が施された施設とするとともに、24時間365日体制で監視を行うとともに入退室が厳しくチェックされる体制が構築されたものとする。

エ サーバは、インターネットから切り離れたL G W A N接続環境に設置し、ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

オ データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生したときは、直ちにデータ復旧可能な体制が構築されていること。

(2) データベース構築対象の範囲

例規集データベースは、令和7年12月31日現在の川越市例規集データベースの現行例規、廃止例規、過去原議及び過去例規を対象として構築するものとし、詳細は次に掲げるとおりとする。

ア 現行例規

令和7年12月31日内容現在の現行例規に対し、同日までに公布された制定改廃の内容を反映したデータを構築するものとする。

イ 廃止例規、過去原議及び過去例規

各例規の題名ごとに条文表示画面等から閲覧できる機能を有することとし、対象範囲については発注者と協議の上で決定するものとする。

(3) 発注者のシステム環境等

ア 基本OSは、Windows 11及びこれ以降のものに対応可能とすること。

イ ブラウザは、Microsoft Edge (Chromium)、Google Chrome及びこれ以降のものに対応可能とすること。

6 システムの概要

受注者の管理するサーバ上で、随時内容更新可能な例規集データ管理・検索システムその他関連するシステム等として次に掲げるものを構築するとともに、各システムが相互に密接に関連し、例規管理業務等を効果的に遂行できるシステムを提供すること。

(1) 例規集データ管理・検索システム

L G W A N上に設置された受注者が管理するサーバにて機能を提供することとし、全庁的な運用を可能にするとともに、例規の検索、例規の施行日ごとの履歴管理及び例規単位での更新を可能とする次に掲げる機能を有するシステムであること。

ア 例規集のデータの更新

5月、8月、11月及び2月頃の年4回（更新期限は発注者が指定するものとする。）の更新を可能とし、随時期の更新についても可能な限り対応すること。また、例規集データ管理・検索システムを閲覧できない場合等においても例規検索等を行うための保管用として、例規集データのC D - R O M（当該例規集データが記録された媒体で、発注者と協議の上、指定したものを含む。）を例規集の更新ごとに納品すること。

イ 検索機能

題名、目次、五十音、用語（例規の題名又は本文）、引用、制定沿革、例規種別、施行時点等で検索が可能とする機能を有するものとする。

ウ 一覧表示機能

用語検索の結果については、例規の題名及び検索時に指定した用語に該当するヒット一覧を同時に表示できるものとする。また、例規更新状態、最終改正公布日を例規名とともに表示ができるものとする。

エ 全文（条文）表示機能等

- (ア) 表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。
- (イ) 本則は、条項までの階層化がされ、条には条見出しを付加して表示できること。
- (ウ) 公布日単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。
- (エ) 条単位での改正履歴が閲覧できること。
- (オ) 改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。
- (カ) 表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。
- (キ) ダウンロード箇所の指定ができること。
- (ク) 様式については、リッチテキスト形式等のデータとリンクできること。
- (ケ) 用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。
- (コ) 条文中で引用している他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）については、リンクの設定を行い、クリックすることで該当する例規を参照できること。

オ ダウンロード機能

内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式等のデータとして発注者のパソコン等に保存できること。

カ 履歴管理機能

(ア) 改正履歴管理機能

例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに指定した時点ごとの閲覧及び検索が可能であること。

(イ) 廃止例規管理機能

廃止した例規を蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

キ 例規の原議管理機能

例規原議のファイルをサーバ上に一元管理するとともに、登録された原議情報についてキーワード検索ができること。

ク 過去例規管理機能

過去例規については、各例規の題名ごとに条文表示画面から閲覧できる機能を有すること。

ケ セキュリティ機能

システムは、LOGIN IDとパスワード等によるセキュリティ機能を有するものとするとともに、管理者権限の設定による各種設定を変更する機能を有するものとする。

コ 例規集の印刷機能

発注者が任意に例規集を印刷することができる機能を有するものとする。

サ 市ウェブサイト公開用例規集データ

体系、五十音等で検索できる機能を有した市ウェブサイト公開用例規集データを構築し、インターネット上に設置された受注者が管理するサーバにて提供すること。

(2) 例規改廃業務支援システム

次に示す仕様及び機能等により、例規改廃業務（例規の新規制定、全部改正、一部改正及び廃止）の支援を可能とするシステムであること（全庁的な運用を可能とするものとする）。

ア 基本仕様

(ア) 法制執務に関する知識の浅い職員でも立案が可能となるように、簡易な操作で実現できるものとするとともに、システム動作環境で示すWEBブラウザのみで機能操作ができるものであること。

(イ) 現行の条文に字句の追加、削除等を行うことにより自動的に改め文が作成できる機能を有すること（発注者の要望に可能な限り対応した

形式の改め文を作成するものとする。こと）。

- (ウ) (イ)による改め文の作成に当たり、引用関係や用語の使用等に不適切なものがある場合に、自動的に検出した上で作成者に通知できる機能を有することとともに、その他法制面で必要と思われる審査機能を有していること。
- (エ) システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、必ず実行すること。
- (オ) 構築した例規データの部分の著作権は、発注者（川越市）に帰属するものとする。

イ 主要機能

- (ア) 例規の新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有すること。
- (イ) 条、項、号等の追加を一括して登録することができるとともに、条、項、号等の繰上げ及び繰下げも一括して処理する機能を有すること。
- (ウ) 改正後の条文が完成した時点において、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有するとともに、他の例規との引用関係についても審査できる機能を有すること。
- (エ) 改正後の条文の審査が終了した時点における改め文を自動生成し、自動生成したデータを出力、保存できる機能を有するとともに、発注者の要望に可能な限り対応した形式の新旧対照表を出力及び保存できる機能を有すること。
- (オ) 最新の法令、辞書機能等を利用した審査機能を有すること。
- (カ) システムは、LOG IN IDとパスワード等によるセキュリティ機能を有すること。

(3) 法令検索システム

LGWAN上に設置された受注者が管理するサーバにて機能を提供することとし、次に掲げる機能により、法令検索を可能とするとともに例規管理システムとの条項単位でのリンクを可能とするシステムであること。

ア 例規と条項単位での完全リンクが可能であること。

イ 判例とのリンクが可能であること。

ウ 指定時点における法令検索を可能とする。

エ 最低限5台の同時アクセスを可能とする。

(4) 判例情報検索システム

LGWAN上に設置された受注者が管理するサーバにて機能を提供することとし、判例検索を可能とするとともに法令との条項単位でのリンクを

可能とするシステムであること。

ア 法令とのリンクが可能であること。

イ 判例データは、随時更新していること。

ウ 次に掲げる検索機能を有すること。

(7) 用語検索

(イ) 裁判年月日検索

(ウ) 裁判所、事件番号、裁判官、出典検索

エ 主要判例については「判例タイムズ」、「調査官解説」の解説を登載すること。

オ 判例要旨は、1 要旨に限らず登載し、争点及び論点から整理して、関連したほかの判例要旨を容易に検索できること。

カ 第一審、控訴審及び上告審の各判例が容易に確認及び表示ができること。

キ 最低限 5 台の同時アクセスを可能とすること。ただし、エについては、1 台以上のアクセスを可能とすること。

(5) 例規整備支援システム

官報による法令の公布に係る法令の制定・改廃に対応し、例規条文検討箇所をシステム上で網羅的に特定・検索することが随時可能であるとともに、次に掲げる機能を有するシステムであること（全庁的な運用を可能とするものとする）。

ア 法令の制定・改廃に関し、その要旨及び地方公共団体への影響を確認する解説を随時提供できること。

イ 法令の制定・改廃に伴い必要となる例規の改正案の提供が随時可能であること。

ウ 法律の制定・改正状況や例規整備全般に係る情報を随時提供できること。

エ 準則（改正例）、行政課題に関する解説及び条例の参考例の検索及び閲覧が可能であること。

オ 発注者の例規が引用する法令等の制定・改廃情報を、当該法令等の制定改廃の都度、メール配信すること。

(6) 地方公共団体条例等検索・比較等システム

L G W A N 上に設置された受注者が管理するサーバにて機能を提供することとし、全国地方公共団体の例規について検索、閲覧ができる機能を有するとともに本市の例規との比較を行うことができる機能を有するシステムであること。

7 システムの導入・保守及びサポート

- (1) システムの導入については、受注者が、発注者の業務に支障のないように考慮した導入計画を策定することとし、ソフトウェア等のインストールについても同様とする。
- (2) システムの導入後、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問い合わせ等に関し、迅速かつ適切に対応ができる体制を確保すること。
- (3) システムの基本的な機能のバージョンアップについては、原則無償で提供すること。
- (4) システムに関する操作説明書を納品すること。
- (5) 受注者は、発注者の求めに応じて、本市職員を対象としたシステムの操作説明会を実施すること。操作説明会は、システム利用の前提知識となる法制執務の要素を盛り込んだ内容とすること。

8 その他

- (1) 委託料は、運用開始日以降、年1回の5回払いとして、詳細は契約書で定めるものとする。
- (2) 例規集のデータベース化により作成された例規データに係る著作権は、発注者（川越市）に帰属するものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 本仕様書において提示した仕様を実現する手段として、本仕様書に記載される方法以外の方法によるものも認めるものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項その他業務の遂行上必要な事項については、発注者と受注者で協議の上で決定するものとする。
- (6) 本業務委託契約の満了時、発注者の求めに応じて必要なデータ等の提供を行うこと。次期本業務委託契約を受注者以外の事業者と締結する場合においては、必要に応じて当該事業者へ直接データ等を提供すること。
- (7) 本業務委託の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (8) 受注者は、あらかじめ本件業務委託に係る実施計画書を提出するものとする。